

今定例会で可決した

意見書(全文)

生活保護費国庫負担金の国庫負担率見直し等に関する意見書

今般、「三位一体の改革」への対応策として生活保護費国庫負担金及び児童扶養手当給付費負担金の国庫負担率の引き下げ並びに介護保険事務費交付金の一般財源化の方針が示された。生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であり、本来、国が直接実施すべきで、生活保護法第1条においても国の責務が明確に規定されているものである。児童扶養手当制度についても、母子家庭の生活の安定と自立促進を通じて児童の健全育成を図ることを目的とする制度で、国として全国統一的な措置を講じて当然であり、そのための財源も確保すべきものである。政府が打ち出した「高率補助率の見直し」を理由としての、生活保護費国庫負担金及び児童扶養手当給付費負担金の負担割合を現行の4分の3から3分の2に引き下げる方針は、到底容認できるものではない。

また、具体的な税源移譲が示されないままに介護保険事務費交付金の一般財源化が進められた場合、地方自治体は多大な事務負担増を強いられ、財政に与える影響も甚大である。福祉行政を適切に運営していくためには、国の積極的な財政負担は無くしてはならないものである。

よって、足立区議会は政府に対し、生活保護費国庫負担金及び児童扶養手当給付費負担金の負担割合の引き下げを断じて行わないこと並びに介護保険事務費交付金の一般財源化に当たっては、国から地方への具体的な税源移譲を伴う形で実施することを強く求めるものである。(内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣あて)

小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

我が国の経済状況は、政府や民間の調査機関の報告によると、企業収益は改善が続き、個人消費はおおむね横ばいで推移しており、景気は回復傾向であるとされている。しかしながら、区内産業の多くを占める小規模企業経営者は必死に事業継続の経営努力を行っているが、経営状況は、依然として低迷を続けている。また、家計の所得環境は企業の人件費抑制により収入が減るなど改善が見られず、苦しい生活を余



域経済の衰退に歯止めがかからない状況にある。このような中で、東京都が実施している固定資産税・都市計画税の小規模非住宅用地に係る軽減措置は、厳しい経済環境下におかれた中小零細企業経営者にとつて、まさに事業の継続や経営内容の健全化に大きな役割を果たしている。また、従来小規模住宅用地と非住宅用地における税負担には大きな較差があり、土地に対する税負担の均衡の観点からも減免は必要な措置である。

このように、東京都が実施している小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置は、区内の生活を支える上からも非常に重要な施策となっている。仮に、東京都が財源確保の理由から本施策を廃止するようになれば、地域経済はさらに疲弊することが予想され、景気に与える影響も強く危惧される。よって、足立区議会は東京都に対し、現行の小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置を平成16年度以降も継続することを強く求めるものである。(東京都知事あて)

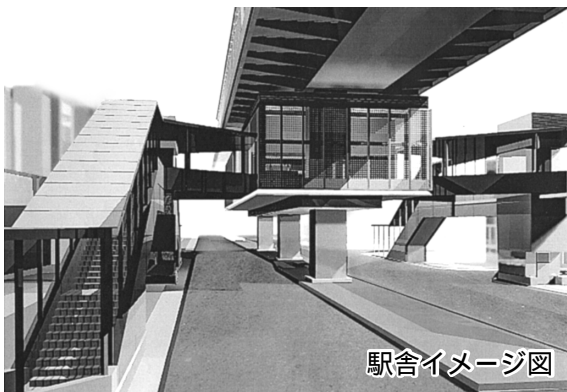
この減免措置を、来年度から廃止することになれば、中小零細企業経営者に与える経済的、心理的影響は極めて大きく、景気に与える影響も強く危惧される。よって足立区議会は東京都に対し、小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の減免措置を、平成16年度以降も継続するよう強く求めるものである。(東京都知事あて)



日暮里・舎人線の平成19年度開業を求める意見書
日暮里・舎人線は、日暮里駅と舎人地区間の13駅を結ぶ新交通システムとして平成9年に着工されたが、開業予定を平成15年度、更に平成19年度へと二度

にわたり変更を余儀なくされた。このことは、平成11年度の開業を待ち望んでいた地域住民を裏切る形となり甚だ遺憾である。地域住民は交通不便地域解消の一助となる日暮里・舎人線の一日も早い開業を待ちつづけている。足立区議会及び足立区として、地域住民の長年の悲願である日暮里・舎人線の早期開業に向け、沿線の整備やバス路線網の再編など様々な施策に取り組んでいる。本年10月に発表された「東京都第2次財政再建推進プラン」にみられるように、東京都の財政は大変厳しい状況にはあるが、日暮里・舎人線の平成19年度開業のためには、安定かつ継続的な予算の措置等がなされること

が最も重要である。よって、足立区議会は東京都に対し、日暮里・舎人線の平成19年度開業に向け、安定的な予算措置等を講じ、計画どおり実現されるよう強く求めるものである。(東京都知事あて)



駅舎イメージ図

足立区議会では、区民の皆さんの区政に対するご要望等を請願・陳情として受け付けています。請願書・陳情書には、特に所定の様式はありませんが、左図を参考にしてお書き下さい。なお、請願書・陳情書に必要な事項は次のとおりです。

請願・陳情の趣旨(具体的に)
住所氏名 (自署の場合は不要)
紹介議員 (陳情には不要)
氏名 (自署の場合は不要)
年月日
足立区議会議長 様

足立区議会では、より開かれた議会を目指し、議会情報を区議会ホームページ等を通じて積極的に区民の皆さんに公開しています。また、開示請求に基づき開示した情報についても、区民の皆様の利便性等を勘案し、議会運営に役立つと認めるときは、その情報を公表しています。今後とも「開かれた議会」の実現を目指し、一層の努力をしていきますので、区民の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いたします。

区分	単位	金額
閲覧	無料	
複写機により作成した情報の写しの交付	A3判以下1枚 カラーコピー1枚	10円 50円
電子計算機からの出力物の交付	1枚	10円
フロッピーディスクに複写したものの交付	1枚	100円

なお、情報公開に関する費用は下表のとおりです。
問合せ 区議会事務局庶務係
☎(3880)5995

区議会情報を積極的に公開しています
費用一覧
A3判を超えるものの写しについては、A3判に換算した枚数分の金額とします。

あなたを請願・陳情で
足立区議会では、区民の皆さんの区政に対するご要望等を請願・陳情として受け付けています。請願書・陳情書には、特に所定の様式はありませんが、左図を参考にしてお書き下さい。なお、請願書・陳情書に必要な事項は次のとおりです。

請願者・陳情者の住所、氏名(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)
押印(私印、ただし自署の場合は不要)
紹介議員の署名又は記名押印(陳情書の場合は不要)
提出年月日
あて先(足立区議会議長)
問合せ 区議会事務局庶務係
☎(3880)5797